

AIG

学校旅行総合保険

AIU損害保険と富士火災海上保険は、関係当局の認可等を前提として、
2018年1月1日に合併による経営統合を行い、「AIG損害保険」になります。



AIG損害保

広がる世界へ、
この安心とともに。



- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
03-3216-6611
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aiu.co.jp>

お問い合わせ・お申し込みは

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-5400-6000
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.fujikasai.co.jp>

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



海外向け学校旅行総合保険の概要・補償のご案内

学校旅行総合保険の概要

旅行参加者条項

児童・生徒、引率の教職員、付添いの親族を被保険者（保険の対象となる方）とし、旅行参加者の万一の事故に対応する保険です。

学校条項

学校を被保険者とし、学校の緊急対策費用、賠償リスクに対応する保険です。

- ご契約者

学校
- 対象旅行

学年単位以上で実施される旅行
→ 右記の注意をご確認ください。
- 補償期間

自宅を出てから自宅に戻るまで
- 加入単位

参加者全員
→ 下記「ご契約にあたって」を併せて参照ください。

ご注意

- 学校旅行総合保険の対象となるのは、修学旅行など学年単位以上で実施され、児童・生徒の全員が参加する旅行です。
- 学校行事の実施については教職員の十分な監視・監督が必要条件です。なお、クラブ活動における合宿・遠征、学級キャンプ、PTA活動の一環として行われる旅行などは対象となりません。
- 契約者となるのは学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学（大学院、短期大学を含む。）、専修学校、各種学校および児童福祉法に定める保育所（家庭的保育事業、小規模保育事業および事業所内保育事業を行う施設等を含む。）または就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園に限られます。

ご契約にあたって

- 海外学校旅行に参加する児童・生徒、引率の教職員、および付添いの親族全員を対象として、学校で一括してご加入いただけます。付添いの看護師、カメラマン、添乗員などは対象外です。
- 旅行参加者ごとの保険金額は全員同一金額とさせていただきます。
- 後遺障害保険金の追加支払：ケガが原因の死亡・後遺障害には後遺障害保険金の追加支払がセットされています。後遺障害保険金の追加支払とは、後遺障害保険金をお支払いしている場合で、事故日を含めて180日を経過した時点で生存されているとき、お支払いした後遺障害保険金の50%に相当する額を追加してお支払いするものです。
- お申し込みの際には、旅行参加者全員の名簿をご提出ください。
- 旅行参加者条項における死亡保険金受取人は、法定相続人となります。

補償のご案内 ※詳しくはP5-6の「主な補償内容一覧」をご確認ください。

旅行参加者条項		傷害死亡	旅行中の事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなった場合
		傷害後遺障害	旅行中の事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
		(追加支払)	後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故日を含めて180日を経過した時点で、被保険者が生存しているとき(既にお支払いした後遺障害保険金の50%相当)
		治療費用(傷害)	旅行中のケガで医師の治療を受けたとき
		疾病治療	旅行中に病気で医師の治療を受けたとき。(旅行行程終了後48時間以内に病気の治療を開始した場合を含みます。)
疾病死亡		旅行中に病気が原因で亡くなった場合(旅行行程終了後48時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含みます。)	
		個人賠償	旅行中に他人にケガをさせたり、あやまって他人のものをこわしたりして、旅行参加者が法律上の損害賠償責任を負ったとき
	救援者費用	緊急な捜索・救助活動が必要な場合や旅行中の病気やケガで予定していた旅行が全く不可能になった場合	
学校条項		学校緊急対応費用	旅行参加者が万一、事故に遭われたことによって学校が応対施設の借上費用や教職員・親族の現地への派遣費用などを支出した場合
		賠償責任	旅行の実施に起因して、旅行中に他人にケガをさせたり、あやまって他人のものをこわしたりして、学校が法律上の損害賠償責任を負ったとき
		弔慰費用	旅行中のケガや病気で旅行参加者が死亡した場合に、学校が旅行参加者の法定相続人に弔慰費用を支払う場合

アシスタンスセンターとキャッシュレス・メディカルサービスで「もしも」の時も安心です

アシスタンス・サービス

アシスタンスセンターでは、24時間・365日、日本語対応で、ご契約者の皆さまからのご相談に応じてサービスをご案内しています。

アシスタンスセンターにおまかせ!!

■ 自社で「アシスタンスセンター」を運営

保険知識を持った社員が、お客さまの契約内容を確認しながらスピーディーに対応します。

■ 同一拠点に保険金支払部門を配置

お客さまの問い合わせから保険金のお支払いまでスムーズかつスピーディーに対応します。

■ グローバルネットワーク

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、さまざまな国や地域でお客さまにサービスを提供しています。例えば、AIGのメディカルチームにおいては24時間医師と連絡が可能で搬送が可能かどうかなど、医師の判断が必要な事案もスピーディーに対応します。

海外での「困った」に24時間日本語でお応えします。

病気やケガに関するアシスタンス

● キャッシュレス・メディカルサービス

● 入院・転院の手配

● 医療情報の提供

● 緊急移送時の輸送機関の手配

● 医師・病院の紹介、手配

● 付添医師・看護師の手配

● 電話による医療通訳サービス

● 入院時のご家族への状況報告

● 捜索・救援機関の紹介・手配、
救援者のホテルなどの手配、
遺体移送

事故相談サポート

● パスポートやクレジットカードなどの
紛失・盗難時の手続きのご案内

● 保険金請求手続きに係わるご相談受付

キャッシュレス・メディカルサービスとは…

米国を中心に、世界55万か所以上の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

ご利用方法



ご利用に際しての注意

- ※アシスタンスセンターでは、ご連絡いただいた内容をもとにお客さまの状況に適したサービスをご案内します。
- ※保険の対象とならない費用や保険金額を超えた費用は自己負担となります。
- ※国・地域・医療機関などの事情によりご希望のサービスをご利用いただけない場合があります。
- ※サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

ご契約タイプ一覧表

【旅行参加者条項】

東南アジア方面用（中国・韓国・台湾・香港・シンガポールなど）（旅行参加者1名あたり）

ご契約タイプ			1	2	3
保 険 金 額	死 亡		1,000万円	2,000万円	3,000万円
	後 遺 障 害 (後遺障害の程度に応じて)		40万円～ 1,000万円	80万円～ 2,000万円	120万円～ 3,000万円
	追 加 支 払		お支払いした後遺障害保険金の50%相当		
	治 療 費 用 (180日限度)		300万円	300万円	300万円
	疾 病 死 亡		1,000万円	1,000万円	2,000万円
	疾 病 治 療 費 用 (180日限度)		300万円	300万円	300万円
	個人賠償責任(自己負担額なし) (支払限度額)(1事故あたり)		5,000万円	5,000万円	5,000万円
	救 援 者 費 用 (支払限度額)		200万円	200万円	200万円
保 険 期 間	保 険 料	2日(2泊 3日)	585円	821円	1,128円
		3日(3泊 4日)	657円	926円	1,267円
		4日(4泊 5日)	730円	1,032円	1,407円
		5日(5泊 6日)	802円	1,137円	1,546円
		6日(6泊 7日)	874円	1,242円	1,685円
		7日(7泊 8日)	946円	1,347円	1,824円
		8日(8泊 9日)	1,019円	1,453円	1,964円
		9日(9泊10日)	1,091円	1,558円	2,103円
		10日(10泊11日)	1,165円	1,665円	2,244円
		11日(11泊12日)	1,236円	1,769円	2,382円
		12日(12泊13日)	1,309円	1,875円	2,522円
		13日(13泊14日)	1,381円	1,980円	2,661円
		14日(14泊15日)	1,454円	2,086円	2,801円

欧米・オセアニア方面用（ハワイ・グアム・北米・ヨーロッパ／オーストラリア・ニュージーランドなど）（旅行参加者1名あたり）

ご契約タイプ			4	5	6
保 険 金 額	死 亡		1,000万円	2,000万円	3,000万円
	後 遺 障 害 (後遺障害の程度に応じて)		40万円～ 1,000万円	80万円～ 2,000万円	120万円～ 3,000万円
	追 加 支 払		お支払いした後遺障害保険金の50%相当		
	治 療 費 用 (180日限度)		500万円	500万円	500万円
	疾 病 死 亡		1,000万円	1,000万円	2,000万円
	疾 病 治 療 費 用 (180日限度)		500万円	500万円	500万円
	個人賠償責任(自己負担額なし) (支払限度額)(1事故あたり)		5,000万円	5,000万円	5,000万円
	救 援 者 費 用 (支払限度額)		300万円	300万円	300万円
保 険 期 間	保 険 料	2日(2泊 3日)	759円	995円	1,302円
		3日(3泊 4日)	856円	1,125円	1,466円
		4日(4泊 5日)	952円	1,254円	1,629円
		5日(5泊 6日)	1,049円	1,384円	1,793円
		6日(6泊 7日)	1,144円	1,512円	1,955円
		7日(7泊 8日)	1,241円	1,642円	2,119円
		8日(8泊 9日)	1,337円	1,771円	2,282円
		9日(9泊10日)	1,434円	1,901円	2,446円
		10日(10泊11日)	1,531円	2,031円	2,610円
		11日(11泊12日)	1,627円	2,160円	2,773円
		12日(12泊13日)	1,723円	2,289円	2,936円
		13日(13泊14日)	1,820円	2,419円	3,100円
		14日(14泊15日)	1,916円	2,548円	3,263円

【学校条項】

（旅行参加者1名あたり）

ご契約タイプ			1	2	3		
保 険 金 額			学校緊急対応費用(1名あたり) (支払限度額)	200万円	300万円	500万円	
			賠償責任 (支払限度額) (自己負担額 10,000円)	身体の障害	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円	1名 5,000万円 1事故 10億円
				財物の損壊	1事故5,000万円	1事故5,000万円	1事故5,000万円
			弔 慰 費 用(1名あたり) (支払限度額)			50万円	50万円
保 険 期 間	保 険 料	2日(2泊 3日)	61円	80円	118円		
		3日(3泊 4日)	70円	91円	134円		
		4日(4泊 5日)	77円	101円	149円		
		5日(5泊 6日)	83円	110円	163円		
		6日(6泊 7日)	90円	119円	178円		
		7日(7泊 8日)	97円	129円	193円		
		8日(8泊 9日)	105円	139円	208円		
		9日(9泊10日)	111円	148円	222円		
		10日(10泊11日)	119円	159円	238円		
		11日(11泊12日)	126円	168円	253円		
		12日(12泊13日)	132円	177円	267円		
		13日(13泊14日)	140円	187円	282円		
		14日(14泊15日)	147円	197円	297円		

【ご注意】 保険期間の計算に関して

旅行期間が7月1日～7月8日まで ▶ 7日間（保険料計算において、初日は含みません）

Point

任意の海外旅行保険との組合せがおすすめ

【学校旅行総合保険と海外旅行保険(任意)の違い】

	学校旅行総合保険	海外旅行保険(任意)*
携行品	補償なし	補償有り
航空機寄託手荷物の遅延による身の回り品の購入費用	補償なし	旅行事故緊急費用補償特約により、10万円を保険期間中の限度に補償されます。
航空機の遅延による交通費・宿泊費など	補償なし	旅行事故緊急費用補償特約により、5万円(食事は5千円)を保険期間中の限度に補償されます。
既往症の補償	補償なし	疾病に関する応急治療・救援費用補償特約により、300万円を限度に補償されます。

※詳しい補償内容については、必ず海外旅行保険のパンフレットにてご確認ください。

【実際の事故例】

650万円
治療・救援費用



観光中に、階段で足を踏み外し転倒。頭蓋骨骨折
30日間の入院

高額になりがちな海外での治療費も
任意の海外旅行保険と組み合わせることで、より安心です。

3

4

主な補償内容一覧

【旅行参加者条項の概要】

この保険の詳細については、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
また、ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご確認ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害	死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
	後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 (注) お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	後遺障害保険金の追加支払	後遺障害保険金が支払われた場合で、事故日を含めて180日を経過しても被保険者が生存しているとき、お支払いした後遺障害保険金の額の50%を追加してお支払いします。	
	傷害治療費用保険金	ケガにより、医師の治療を受けた場合に、1回のケガにつき、現実に出した次の金額を治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。(ただし、事故日を含めて180日以内に要した費用に限ります。) ●診療費関係費および入院費関係費 ●入院により必要となった交通費、通訳雇入費、国際電話料などの諸費用。ただし、上記診療費関係費および入院費関係費の金額の10%または20万円のいずれか低い金額を限度とし、身の回り品購入費については3万円を限度とします。	など
疾病	疾病治療費用保険金	「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気」により、医師の治療を受けた場合、または海外旅行行程中に感染した感染症によりその日を含めて14日以内に医師の治療を開始した場合、現実に出した次の費用を保険金としてお支払いします。 ●診療費関係費および入院費関係費 ●入院により必要となった交通費、通訳雇入費、国際電話料などの諸費用。ただし上記診療費関係費および入院費関係費の金額の10%または20万円のいずれか低い金額を限度とし、身の回り品購入費については3万円を限度とします。	●故意または重大な過失 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●妊娠・出産・早産 ●歯科疾病 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
	疾病死亡保険金	次の事由のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 ●責任期間中に病気により亡くなった場合。 ●「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。)」により、責任期間の終了日を含めて30日以内に亡くなった場合。(ただし、責任期間終了後48時間以内に医師の治療を開始したものに限ります。) ●感染症により責任期間の終了日を含めて30日以内に亡くなった場合。	●故意または重大な過失 ●妊娠・出産・早産 ●歯科疾病 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
個人賠償責任		被保険者が海外旅行行程中の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。(お支払いする保険金) 次の費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。	●故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同居の親族および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした財物に対する損害賠償責任
救済者費用等		被保険者が海外旅行行程中に次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 ●搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ●急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などによって確認された場合 ●ケガや病気により亡くなった場合 ●ケガや病気により治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合 (お支払いする保険金) 次の費用の額をお支払いします。 ●捜索救助費用 ●親族現地急行費用(救済者2名分まで) ●国内連絡場所訪問費用(訪問者2名分まで) ●現地からの移送費用 ●現地からの帰宅時の追加費用 ●諸雑費(現地交通費、通信費など、20万円限度)	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染

【学校条項の概要】

この保険の詳細については、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
また、ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書」をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
学校緊急対応費用	旅行参加者が責任期間中に以下の場合に該当し、それに伴い被保険者(学校設置者)が支出した次の費用をお支払いします。 ●急激かつ偶然な外来の事故によって生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なが警察などによって確認された場合 ●ケガや病気により責任期間中に亡くなった場合 ●ケガや病気により治療を受け、かつ、その後に予定していた旅行がまったく不可能となった場合 (お支払いする費用) ●捜索救助費用 ●教職員・親族等派遣費用 ●応対施設借上費用 ●現地からの移送費用 ●葬儀費用 ●諸雑費(現地交通費、通信費など、20万円限度)	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
賠償責任	旅行の実施に起因して、責任期間中に生じた偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、被保険者(学校の設置者)が法律上の損害賠償責任を負った場合、1回の事故につき賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金などをお支払いします。	●故意 ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●被保険者の使用人が、その業務に従事中に被った身体障害に起因する損害賠償責任
弔慰費用	旅行参加者が、責任期間中に以下の場合に該当し、被保険者(学校の設置者)が旅行参加者の法定相続人に対して支払った弔慰金を、弔慰費用保険金としてお支払いします。 ●旅行行程中の事故のケガが原因で事故日を含めて180日以内に亡くなった場合 ●旅行行程中に病気により亡くなった場合 ●「責任期間中に発病した病気」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気」により、責任期間の終了日を含めて30日以内に亡くなった場合 ●旅行行程中に感染した感染症により、責任期間の終了日を含めて30日以内に亡くなった場合	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染